



# 地方法人課税の改正について

地方法人課税について、次のとおり改正が行われ、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用**することとされました。

## ①法人県民税法人税割の税率の引下げ

改正前	改正後
4.0%	<u>1.8%</u>

※ 資本金又は出資金の額が1億円以下の中小法人等の税率は、**1.0%（改正前3.2%）**。

## ②法人事業税の税率改正

区分	課税標準	改正前	改正後	
資本金又は出資金が1億円以下の普通法人等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4%	<u>3.5%</u>
		所得のうち年400万円超年800万円以下	5.1%	<u>5.3%</u>
		所得のうち年800万円超	6.7%	<u>7.0%</u>
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	6.7%	<u>7.0%</u>
資本金又は出資金が1億円超の普通法人 ※外形標準課税法人	所得割	所得のうち年400万円以下	0.3%	<u>0.4%</u>
		所得のうち年400万円超年800万円以下	0.5%	<u>0.7%</u>
		所得のうち年800万円超	0.7%	<u>1.0%</u>
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得	0.7%	<u>1.0%</u>
	付加価値割	1.2%		
資本割	0.5%			
特別法人 ※医療法人、信用金庫、各種組合等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4%	<u>3.5%</u>
		所得のうち年400万円超	4.6%	<u>4.9%</u>
		3以上の都道府県に事務所等を有する資本金又は出資金が1,000万円以上の法人の所得	4.6%	<u>4.9%</u>
電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人 ※収入金額課税法人	収入割	0.9%	<u>1.0%</u>	

裏面もご覧ください。

## ～特別法人事業税（国税）の創設～

**「地方法人特別税」は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止され、新たに「特別法人事業税」が創設されます。**

【納める人】 法人事業税（所得割・収入割）の納税義務のある法人

【納める額】 税額 = 基準法人所得割額（又は基準法人収入割額） × 税率

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

【税率】

区 分	課 税 標 準	税率
資本金又は出資金が1億円以下の普通法人等	基準法人所得割額	37.0%
資本金又は出資金が1億円超の普通法人 ※外形標準課税法人	基準法人所得割額	260.0%
特別法人 ※医療法人、信用金庫、各種組合等	基準法人所得割額	34.5%
電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人 ※収入金額課税法人	基準法人収入割額	30.0%

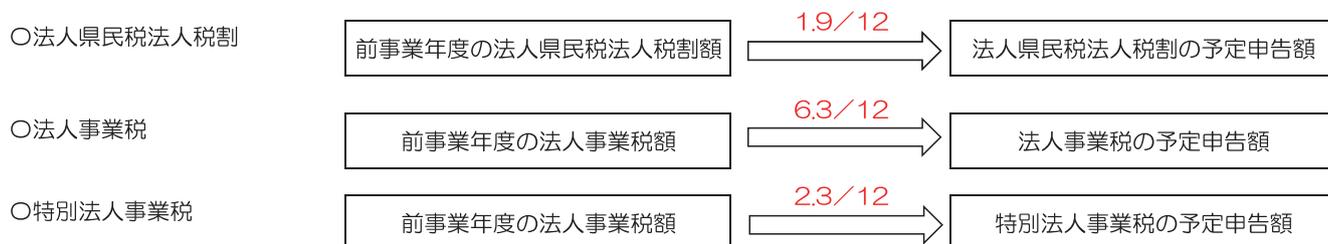
【申告と納税】 法人事業税と併せて事務所等の所在する都道府県に申告・納付します。

## ○税率改正後初年度の予定申告について

**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告に限り、以下の経過措置が講じられています。**

法人県民税法人税割・法人事業税・特別法人事業税について、次のとおり計算します。

**経過措置**（令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度について）



※前事業年度が1年に満たない場合は、前事業年度の月数によって計算します。